

ビキニ被ばく船員訴訟裁判はじまる

1954年3月、米国が行ったマーシャル諸島海域での水爆実験で、第五福竜丸の他に多くの漁船や貨物船などが被ばくしました。汚染マグロを放棄したマグロ船は全国で延べ1000隻に及びました(ビキニ事件)。

長い間、元漁船員や遺族は、同僚や夫が原因不明で若くして亡くなる姿を目の当たりにしながら、不安で苦しい生活を続けてきました。19名の被ばく船員と遺族は、操業中の被ばくが原因だとして、2016年年3月に船員保険適用を求める申請を行い、さらに再審査請求しましたが、却下されました。

2020年3月、全国けんぽ協会に労災申請却下取消しを求める裁判と、国に対して憲法29条に基づく損失補償を求める裁判を高知地裁に起こしました。

ところが裁判所の管轄の関係で、船員保険訴訟は東京に移送され、これをきっかけに弁護団が拡大され、関東の原爆被爆者の支援も受けるようになりました。

ヒロシマ・ナガサキ・ビキニ・フクシマの全国の被ばく者の皆さんとともに救済の道を拓く闘いとして取り組んでいきたいと思っております。ご支援をお願いします。



2020. 3. 30 高知地裁に提訴

東京地裁で 第1回口頭弁論 7.26

7月26日に東京地裁で、ビキニ被ばく船員保険訴訟の第1回口頭弁論(公開)が行われました。コロナ禍にもかかわらず、首都圏の原爆被爆者の会や、被爆2世の会を中心に約40名が傍聴しました。

原告側は、ビキニ事件をきっかけに原水禁運動、被爆者運動が誕生しながら、ビキニ被災船員が放置され、見捨てられてしまった背景と、今、船員保険訴訟が行われることになった経緯とともに、来年の核禁条約第2回締約国会議でもこの訴訟を訴えたいという趣旨の意見陳述を行いました。

被告は原告側に被ばくと船員の病気や死亡の因果関係を明確にするように求めていましたが、法廷の前の進行協議で、被告側が9月末までに保険の不支給、不承認の理由を明らかにすることになりました。

法廷後、高知とを繋いでの報告集会と記者会見が行われ、原告や高知の支援者から、被爆者などの傍聴参加に勇気づけられたという声が寄せられました。



2022.7.26 参議院議員会館で報告を行う弁護団

高知地裁で 第2回口頭弁論 9.2

9月2日に高知地裁で、2020年7月の第1回口頭弁論以降、約2年ぶりに公開の法廷で口頭弁論の手続が行われます。6月17日には、土佐清水市での出張法廷で、4名の元船員本人が、被ばくの状況等について、証言を行いました(非公開でした)。その後、報告集会と記者会見が開かれました。

19名の原告(うち8名が元船員本人)は、1955年1月の日米合意により、ビキニ水爆実験で被ばくしたことについて米国に対する損害賠償請求権を行使できなくなった損失があるとして、国に対して、憲法29条3項を根拠としてその補償を求めています。

国からは、どの国のどの法律に基づいて米国に対する損害賠償請求権が発生したのか不明であるとか、除斥期間(日米合意から20年で損失補償を求めることはできなくなった)など、4点の反論が出ています。

この第2回口頭弁論では、原告側が、国の主張に対する反論を行います。

東京と高知の裁判のようすは、右のQRコードから「ビキニ被ばく船員訴訟を支援する会」のFacebookから、ご覧いただけます。

